



高等教育の無償化について

◆奨学金と授業料減免について

今回は、就学支援金についてお知らせします。日本学生支援機構からの奨学金に給付型と貸与型の奨学金があります。令和2年4月から、給付型の奨学金が拡充され、さらに、上級学校(大学、専修学校等)の授業料等の減免がなされるようになります。支援の対象になるのは住民税非課税世帯およびそれに準ずる世帯の学生となります。

日本学生支援機構の奨学金は3年次生の場合、予約奨学金の手続きが必要になります。授業料の減免等については、大学の場合はほとんどが認定を受けているので大丈夫なのですが、専修学校については認定を受けていない学校もあるので注意してください。手続きは、進学先の学校の入学手続きの際になります。授業料を一回収めて、後日返還される場合が多いようです。

日本学生支援機構の奨学金も進学後、進学先の学校での説明会后に、給付又は貸与されるので、入学手続き時には必要な金額を用意できていなければなりません。

なお、指定校推薦、公募推薦などの学校推薦型選抜入試と△○入試等の総合型選抜入試では、合格後、入学手続きまでの期間が2週間程度なので、十分な準備が必要です。手続きが遅れると合格が取り消されることがあります。本校でも過去にそのようなケースがありました。

高等教育の修学支援新制度について (実施時期：令和2年4月1日/通常国会で法成立：令和元年5月10日)

【幼児教育・高等教育無償化の制度の具体化に向けた方針(平成30年12月28日関係閣僚合意)より】

*政省令：令和元年6月28日公布

【支援対象となる学校種】大学・短期大学・高等専門学校・専門学校

【支援内容】①**授業料等減免制度の創設** ②**給付型奨学金の支給の拡充**

【支援対象となる学生】住民税非課税世帯 及び それに準ずる世帯の学生 (令和2年度の在学学生(既入学者も含む)から対象)

【財源】少子化に対処するための施策として、消費税率引上げによる財源を活用
国負担分は社会保障関係費として内閣府に予算計上、文科省で執行

令和2年度予算(案) 4,882億円

授業料等減免 2,528億円※
給付型奨学金 2,354億円
※公立大学等及び私立専門学校に係る地方負担分(392億円)は含まない。

国・地方の所要額(案) 5,274億円

授業料等減免

○各大学等が、以下の上限額まで授業料等の減免を実施。減免に必要な費用を公費から支出

(授業料等減免の上限額(年額)(住民税非課税世帯))

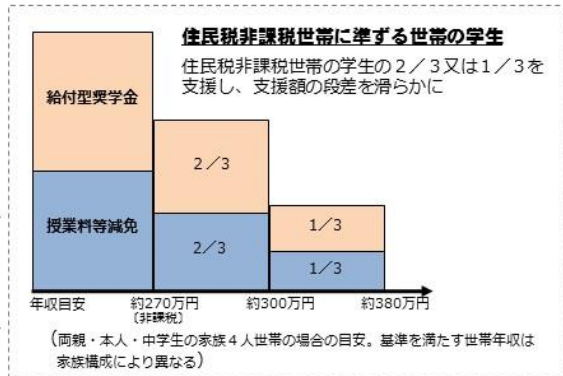
	国公立		私立	
	入学金	授業料	入学金	授業料
大学	約28万円	約54万円	約26万円	約70万円
短期大学	約17万円	約39万円	約25万円	約62万円
高等専門学校	約8万円	約23万円	約13万円	約70万円
専門学校	約7万円	約17万円	約16万円	約59万円

給付型奨学金

- 日本学生支援機構が各学生に支給
- 学生が学業に専念するため、学生生活を送るのに必要な学生生活費を賄えるよう措置

(給付型奨学金の給付額(年額)(住民税非課税世帯))

国公立 大学・短期大学・専門学校	自宅生 約35万円、自宅外生 約80万円
国公立 高等専門学校	自宅生 約21万円、自宅外生 約41万円
私立 大学・短期大学・専門学校	自宅生 約46万円、自宅外生 約91万円
私立 高等専門学校	自宅生 約32万円、自宅外生 約52万円



支援対象者の要件

- 進学前は成績だけで否定的な判断をせず、レポート等で本人の学修意欲を確認
- 大学等への進学後の学修状況に厳しい要件

大学等の要件：国又は自治体による要件確認を受けた大学等が対象

- 学問追究と実践的教育のバランスが取れた大学等
- 経営に課題のある法人の設置する大学等は対象外

※詳細は、文部科学省ホームページ「高等教育の修学支援新制度」参照 (http://www.mext.go.jp/a_menu/koutou/hutankeigen/index.htm)

奨学金等の問い合わせは、日本学生支援機構の奨学金相談センター

電話：0570-666-301 (ナビダイヤル) 海外からの電話、一部携帯電話、一部IP電話からは03-6743-6100

月曜～金曜：9時00分～20時00分(土日祝日・年末年始を除く)

日本学生支援機構 奨学金ホームページ <https://www.jasso.go.jp/shogakukin/index.html>

文部科学省 高等教育の修学支援新制度ホームページ https://www.mext.go.jp/a_menu/koutou/hutankeigen/index.htm